四の三　がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

五　第二号から前号までに掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ～ハ　（略）

六　（略）

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）	（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）
第八条　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる者とする。	**第八条**　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
（略）	（略）
（略）	（略）
がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第六条第一項に規定する届出対象情報	がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から同法第八条に規定する権限及び事務の委任を受けた者
（略）	（略）
（略）	（略）

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
（略）	（略）
介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報	介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から介護保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者
（新設）	（新設）
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条第五項に規定する同意指定難病関連情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の九の規定により厚生労働大臣から同法第二十七条第一項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
（略）	（略）

2～4　（略）

（新設）

五　前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ～ハ　（略）

六　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第百十八条の三　（略）	**第百十八条の三**　（略）
（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）